

神奈川県立産業技術短期大学校の取組について

1 産業技術短期大学校の概要

産業技術短期大学校の東キャンパスでは、県内中小企業等に必要とされている実践技術者を育成するため、高度な知識、技術及び技能を習得する職業訓練を実施している。また、西キャンパスでは、事業主等が行う職業訓練及び技能検定を実施している。

(1) 施設の概要

ア 開校日	平成7年4月1日
イ 所在地	横浜市旭区中尾2-4-1
ウ 施設	東キャンパス 20,872.16㎡ 西キャンパス 16,034.65㎡
エ 根拠法	職業能力開発促進法第16条 第2項



(2) 訓練の内容（東キャンパス）

高等学校卒業者等を対象に、神奈川の先進的な産業を支える企業、特に中小企業等のニーズが高い実践技術者を育成するため、専門高度な職業訓練を実施している。

ア 定員	400名（1学年200名×2年）
イ 設置学科	5学科（生産技術科、制御技術科、電子技術科、産業デザイン科、情報技術科）
ウ 訓練期間	2年
エ 就職率	98.1%（平成30年度）

2 産業技術短期大学校への留学生の受入れ

平成31年3月26日付けで、職業能力開発促進法施行規則（以下、促進法施行規則）が改正され、産業技術短期大学校（以下、短大校）への留学生の受入れが可能となった。

(1) 経緯

ア 受入れに当たっての課題

これまでは、促進法施行規則の規定により、短大校の専門課程は日本人のみが受講可能とされ、留学生は専門課程に「準ずる訓練」しか受講できなかった。これにより留学生は仮に日本人と同じ訓練内容を受講したとしても、準ずる訓練の卒業資格しか得られず、就職等にあたって不利な扱いを受けるおそれがあった。

イ 上記規制の緩和に向けた取組み

平成30年9月 本県から内閣府へ国家戦略特区事業として短大校専門課程への留学生受入れを提案

- 9月 知事から菅内閣官房長官へ規制緩和を求める緊急要請を実施
- 11月 国家戦略特区WGのヒアリングにおいて、厚生労働省から、全国で規制を緩和するため促進法施行規則の改正を行う方針が示された
- 平成31年 1月 厚生労働省労働政策審議会人材開発分科会において規則改正を了承
- 3月 促進法施行規則の一部を改正する厚生労働省令が公布
- 4月 改正規則施行

(2) 受入人数等

主に国内の日本語教育機関等で学ぶ留学生を対象に、生産技術科、制御技術科、電子技術科、情報技術科の4科で10名を受け入れる。

(3) 留学生受入れに向けた募集広報及び体制の整備

ア 受入準備

今年度は、募集ホームページの開設や日本語教育機関への個別説明などの募集広報を行うとともに、留学生向けテキストの作成などの指導面の準備や、職員への留学生受入れ準備研修の実施などの生活等支援も含めた留学生にしっかりと実践技術を学んでいただくための体制の整備を行う。

イ 入校選考

令和元年11月22日、令和2年1月31日、3月9日を予定

ウ 受入れ

令和2年4月

3 短大校西キャンパス訓練実習棟及び共同訓練棟の整備

西キャンパスの訓練実習棟及び共同訓練棟は、建築から50年近く経過し、老朽化による雨漏りや電気設備等の不具合が生じるとともに、耐震診断の結果、耐震性不足が判明したことから、令和元年度、現在地での建替工事の実施に向けた各種調査を実施するとともに、利用者の安全確保を図るため、新たな施設を整備するまでの間、代替施設の借上げを行う。

(1) 施設の概要

- ア 訓練実習棟 昭和44年築、鉄骨造、2階建て、
延床面積：1,416㎡、建築面積：1,368㎡
- イ 共同訓練棟 昭和45年築、鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造、
2階建て、
延床面積：2,399.94㎡、建築面積：2,035.44㎡
- ウ 利用目的 事業主等が行う職業訓練及び技能検定の実施など、
建築関係を中心とするものづくり分野の人材育成を
目的として利用。

【位置図】



【案内図】



(2) 各種調査等の実施

ア 西キャンパス再整備調査検討業務委託
建替工事にあたり、民間活力活用の観点から、設計施工一括発注方式を活用した施設整備を行う予定である。現在、設計の準備行為として、専門的な知識を有する者からの的確な助言を得るための調査検討業務委託（アドバイザー業務委託）を実施している。

イ 測量調査、地盤調査
新棟建設に向け、現在地の敷地の測量及び地盤調査を実施。



共同訓練棟

(3) 代替施設の借上げ（仮移転）について

西キャンパスの代替施設として使用可能な物件について、借上げに向けた調査を継続して実施する。適切な候補物件が見つかった場合には、当該物件の借上げに向けた手続を進める。

また、代替施設の供用開始に先立ち、当該施設を短大校の施設として位置付けるため、「神奈川県立産業技術短期大学校条例」の一部改正案について、今後の県議会定例会に提案する予定である。

(4) スケジュール（予定）

平成31年3月	再整備調査検討業務委託実施
令和元年6月	利用団体に対する説明・調整
7月～12月	測量調査及び地盤調査実施
令和2年度中	新棟建設設計・工事
令和3年度末	供用開始